

# 神通川流域有識者会議 規約（委員名簿一部改正案）

（名 称）

第1条 本会は、「神通川流域有識者会議」（以下「本会議」という。）と称す。

（設置・運営）

第2条 本会議は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

（目 的）

第3条 本会議は、神通川に造詣の深い学識経験者の方々が、神通川水系の河川整備計画策定に向けて、意見を述べることを目的とする。

（審議内容）

第4条 河川整備計画策定に向けての意見と、住民意見聴取の方法に関する事項とする。

（組織等）

第5条 本会議は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 本会議が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 本会議は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

（座 長）

第6条 本会議には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故ある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会 議）

第7条 会議は座長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 座長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

（情報公開）

第8条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は委員会が行う。

- 2 委員会の審議内容について、原則として公表することとし、その決定は本会議が行う。

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委 任)

第10条 本規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が本会議に諮って定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

付則（施行期日）

この規約は、平成23年10月 3日から施行する。

平成24年 9月27日 委員名簿一部改正

平成29年 2月 2日 委員名簿一部改正

平成 年 月 日 委員名簿一部改正

## 神通川流域有識者会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所属・役職	専門分野
太田 道人	富山市科学博物館 副館長	環境
小笠原 功	北陸電力株式会社 土木部長	電力
鈴木 洋之	石川工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	河川工学
田中 晋	富山大学 名誉教授	環境
玉井 信行	東京大学 名誉教授	河川工学
手計 太一	富山県立大学 工学部 環境工学科 准教授	河川工学
永田 眞理	元五福小学校 校長	教育
永森 雅之	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	農業水利
能登 勇二	元富山県立大学 工学部 環境工学科 准教授	環境
藤田 信弥	富山漁業協同組合 代表理事 組合長	漁業
竹島 慎二	元富山県立雄山高等学校 校長	郷土史
宮本 光明	富山市消防団長	水防
森 雅志	富山市長	地域社会